

懸賞付自動継続定期預金規定

この預金は、この規定および別に定める「とねしん懸賞付定期預金取扱要項」（以下「取扱要項」といいます。）および別に定める「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定」により取扱います。

1.（懸賞抽選権）

(1) この預金には1口（10万円）につき1本の懸賞抽選権（抽選番号）をつけます。その抽選番号はこの証書表面記載のとおりとします。

(2) この預金の懸賞抽選権は初回預入時のみとし、継続後の定期預金には懸賞抽選権はつきません。

2.（自動継続）

(1) この預金は、表面記載の満期日に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭表示利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後にお支払いいたします。

3.（証券類の受入れ）

小切手その他の証券類の受入れはできません。

4.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。）から満期日の前日までの日数および表面記載の利率（継続後の預金については前記2.（2）の利率）（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(2) 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

(3) この預金について、継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金は満期日前に解約できません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の

前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月未満 …………… 解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満 … 約定利率×50%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（懸賞金（品）の支払い）

(1) この証書表面に記載された抽選番号が当選したときは、「取扱要項記載の等級に応じた懸賞金（品）を表面記載の抽選日以後に取扱要項のとおりお渡しいたします。

(2) この預金は、満期日の前には解約できません。当金庫がやむをえないものと認めて満期日の前に解約する場合は、懸賞抽選権は失効します。ただし、抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、この証書表面記載の抽選番号が当選しているときは、懸賞金（品）を前（1）項に準じ、お渡しいたします。

6.（預金の解約・書替継続）

この預金を解約または書替継続するときは、この証書表面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。なお、一部解約および証書の分割は取扱いません。

7.（届出事項の変更・証書の再発行等）

(1) この証書や印章を失ったとき、または、印章・氏名・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この証書や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いあるいは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8.（成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・

後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

9. (印鑑照合)

この証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、証書、懸賞抽選権または懸賞金(品)の譲渡・質入れはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫の書式により行います。
- (3) この預金について譲渡・質入れ・差押え等があった場合には、その効力は懸賞抽選権または懸賞金(品)にも及ぶものとして取扱います。

11. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(令和2年4月1日現在)

※自動継続定期預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭表示利率とします。

※上記以外の規定については、別に定める「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定」によりお取扱いいたします。

